

長崎大学附属図書館所蔵「幕末・明治期日本古写真コレクション」利用要項

- 1 「幕末・明治期日本古写真コレクション」の利用は「長崎大学附属図書館貴重図書に関する規程」による他、本利用要項の定めるところによる。
- 2 閲覧できる写真は、原則として複製写真とする。但し、複製写真がない場合は、オリジナルの古写真を閲覧できる。
- 3 古写真の撮影等が出来る場合は、以下のとおりとする。（撮影等とは：フィルム<含スライド>撮影及びこれから再生した焼き付け写真、引伸ばし写真、パネル等を言う）
 - (1) 研究・教育のために利用する場合
 - (2) 公的機関が公の広報を目的として利用しようとする場合
 - (3) 教育・研究のために図書・雑誌に掲載する場合
 - (4) その他、図書館長が適当と認めた場合
- 4 古写真の撮影等を希望する場合は、「貴重図書利用許可願」（様式）を提出し、撮影等を希望する古写真の明細を添付するものとする。
- 5 撮影等に要する費用は申込者が負担するものとする。
- 6 撮影等は附属図書館が指定する業者によるものとする。
- 7 資料の閲覧、複写または撮影にあたっては、館員の指示に従うこと。
- 8 撮影したフィルム（ポジ、ネガ）は本学に寄贈するものとする。
- 9 資料の掲載にあたっては、企画、編集案を事前に報告するものとし、当該刊行物を1部寄贈するものとする。
- 10 複製物はその目的以外に使用してはならない。（複製物とは、撮影したフィルム（含スライド）及びこれから再生した物を言う）。また、複製物はその目的以外に使用を希望する場合、その使用目的を明らかにし、改めて図書館長の許可を得るものとする。
- 11 写真を展示あるいは印刷物に掲載する場合は、「長崎大学附属図書館所蔵」を明示するものとする。また、古写真画像を加工してはならない（文字の挿入や戯画化等）。
- 12 利用者の責に帰する理由により資料を毀損した場合は、当該資料を賠償しなければならない。
- 13 館長（分館長）は、利用者が許可条件に反した場合は、許可を取り消すことができる。
- 14 掲載料は、長崎大学附属図書館掲載料徴収規程（長崎大学附属図書館貴重図書利用許可願の備考欄）により算定した料金を下記住所へ納入すること。
（納入先 〒852 8521 長崎市文教町1番14号 長崎大学附属図書館情報管理課総務）